令和7年度

公共施設への太陽光発電設備(蓄電池併設)導入に関する調査委託業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

1. 業務概要

- (1)目 的 本業務は、市内公共施設を調査し、PPA(エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再工ネ発電設備で発電した電気を、需要家が、電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。)による太陽光発電設備(蓄電池含む)等の設置可能な施設を選定する業務であり、次年度以降の再生可能エネルギーの導入拡大を図ることで、地域脱炭素、再生可能エネルギーの導入促進及び地域のレジリエンス向上等、今後の本市脱炭素政策につなげていくことを目的とするものである。
- (2)業務内容 別添「公共施設への太陽光発電設備(蓄電池併設)導入に関する調査委 託業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで
- (4) 予 定 額 本業務における委託予定額の上限は、5,060,000 円(うち消費税及び地方消費税額 460,000円)とする。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす法人でなければならない。

- (1) プロポーザル参加資格確認書類を提出し、内容の確認を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項 の規定に該当しないこと。
- (3)公告した日から受託候補者特定の日において、真庭市建設工事等入札参加資格 者に係る指名停止規程及び真庭市物品購入及び役務の提供等に係る入札参加資格 審査規程による指名停止及び入札参加停止を受けていないこと。
- (4)破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てを していないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手 続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画 又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を 除く。

- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は 営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者 をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第 三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又 は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - 工 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及び工に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的 に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 過去にPPA事業者として太陽光発電設備(出力50kW以上)の導入又は太陽光 発電設備等設置可能性調査の実績を有すること。(契約中で、事業が未完のもの も含む。)
- (9) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3. 質問受付

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、「【様式1】質問書」を下記によりメールまたはFAXで送信し、電話連絡にて必ず送受信確認を実施すること。(電話による質疑には応じない)

質問に対する回答は、真庭市公式HPにて公表する。

- (1)提出書類 【様式1】質問書
- (2) 提出期限 令和7年9月1日(月) 17時まで
- (3) 提出 先 真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

メール: chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp

FAX: 0867-42-3907

(4)質問回答 令和7年9月4日(木)(予定)

4. 参加申込み

参加希望者は、「【様式 2 】プロポーザル参加申込書」及びプロポーザル参加資格確認に係る資料一式を提出すること。なお、期限までに当該書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。

- (1)提出物 【様式2】プロポーザル参加申込書 1部 プロポーザル参加資格確認に係る提出書類一式及び資料 一式 会社概要資料(会社案内パンフレット等) 1部
- (2)提出期限 令和7年9月11日(月)
- (3)提出先 〒719-3292岡山県真庭市久世2927番地2真庭市産業観光部地域エネルギー政策課
- (4)提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。 なお、郵送で提出する場合は、簡易書留または書留に限る。

また、参加申込された場合であっても、企画提案書を提出するまでは任意の様式を もって参加の辞退を可能とする。

5. 参加資格の審査について

参加希望者から提出された書類に基づき、「2.参加資格」に定める事項を満たすか確認を行い、次に掲げる事項を記載した「プロポーザル参加資格審査結果通知書」を通知する。

- (1)参加資格を満たすと認めた者にあっては、参加資格を有する旨及び企画提案書の 提出を要請する旨
- (2)参加資格を満たさないと認めた者にあっては、参加資格を満たさない旨及びその 理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨 ※ 理由の説明要求手続きの詳細は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」 に記載する。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

ア 【様式3】提案書 1部

イ 企画提案書 1部

特に必要がある場合を除いてA4版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。要望に応じて、企画提案書をデータで提供できるようにしておくこと。

- ・「7. 企画提案書の作成」に基づき、作成すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可と し、見やすさに配慮すること。
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の表紙を除く全てのページにおいて、会社名及び会社の口ゴ等を 記載しないこと。
- ・企画提案書本文は、30ページ以内にすること。
- ・企画提案書の内容について、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。また、企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。
- ウ 【様式4】価格提案書 1部
 - 「1.(4)予定額」に記載された金額を超過しないこと。
 - ・別途内訳書を添付すること。
- エ 提出内容チェックリスト

チェックリストの記載項目について、企画提案書に記載したものに〇をつけて 提出すること。

- (2) 提出期限 令和7年9月22日(月)17時まで
- (3)提出先 真庭市産業観光部地域エネルギー政策課 ※4.参加申込み(3)提出先と同一
- (4)提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。 なお、郵送で提出する場合は、簡易書留または書留に限る。

7. 企画提案書の作成

(1)技術提案

企画提案書の作成は、仕様書、別紙 調査対象市有施設一覧、「地域脱炭素移行・

再工ネ推進交付金実施要領」(令和7年3月10日 環地域事発第2503102号 改正) 2. ア(ア)交付要件(リース事業その他PPA事業以外の事業のみに該当するものを除く。)及び2. イ(工) 蓄電池並びに本要領の「9. 審査基準」を参考に作成すること。 特に、「地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金(以下、「交付金という」。)」の活用には、その条件を満たすよう施工する必要があるため、このことに留意した上で企画提案書を作成すること。

提案は、別紙 調査対象市有施設一覧の全ての施設を対象として実施すること。

ア 実施方針

・提案の基本方針、概要等を記載すること。真庭市のこれまでの取組との整合性 を取ること。

イ 実施方法

・仕様書1(3)業務内容に沿って実施すること。

(2) 実施体制

ア 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体制図を作成すること。図には事業を実施する要因について、資格、経験等を記載し、資格についてはこれを証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。「4.参加申込み」において既に記載及び提出しているものについても、あらためて記載及び提出すること。

- イ 事業計画概要、実施体制、業務スケジュール
- ウ 事業実施中のリスク対応

8. 審查方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された提案書一式を「9.審査基準」(1)~(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査をできるものとする。

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション 及びヒアリング等を実施し、第1次審査の点数に第2次審査の点数を加算し、最 も優れている者を第1順位(事業予定者)とする。

(3)審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨及び、企画提案書のデータの追加提出も通知する。

イ 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

9. 審査基準

プロポーザルは、審査会において、下記の審査基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位(事業予定者)とする。

(1) 評価項目及び配点等評価表

【第1次審查】

評価項目 4 項目 合計 3 0 点

評価項目	評価の視点(公募時非公開)	加重 倍率	配点
会社概要	市内又は県内における営業拠点について	1	5
業務実績	事業者の PPA による発電設備導入又は可能性調査の実績に ついて	1	5
	事業者が事業を実施するにあたり必要な技能、資格について	1	5
事業実施体制	事業実施にあたり配置される人員について、十分な人数の確 保及び経験の有無について	1	5
	事業実施にあたり配置される人員について、その技能の有無 について	1	5
提案価格	当業務における提案価格について	1	5

【第2次審查】

ヒアリング等の内容 合計70点

評価項目		評価の視点	加重 倍率	配点
本業務に対する理解		提案者が、本業務の実施における理念、方針が理解 できているか。また、市が実施している脱炭素に関 する取組を理解できているか。	1	5
技術提案	検討対象施設選定方 針について	検討対象施設の選定にあたり優先させる事項、目的 及びその手法について妥当性があるか。	2	10
	事業性調査の方針に ついて	事業性調査の選定にあたり優先させる事項、目的及 びその手法について妥当性があるか。	2	10
	仕様書案及び各種図 面作成方針について	仕様書案及び各種図面作成にあたり優先させる事 項、目的及びその手法について妥当性があるか。	2	10
	蓄電池の活用方針について	蓄電池の活用検討にあたり、地域レジリエンスの向上、再生可能エネルギー活用拡大につながる提案ができるか。	2	10
	交付金活用について	技術提案にあたり、交付金の交付要件を理解し、提案の中に交付金活用案が適切に組み込まれているか。	1	5
事業実施中のリスク対応		事業実施中に発生するリスクについて、対応出来る 提案となっているか	1	5
計画性		業務の実施スケジュールが適切に組まれているか	1	5
実現性		提案者の有するノウハウが生かされており、提案全 体に実現性を感じられるか。	2	10

(2)評価方法

ア 各評価項目について、以下の6段階評価を実施する。

5点:優れている

4点: やや優れている

3点:普通

2点: やや劣る

1点:劣る

0点:非常に劣るまたは提案無し

イ 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点

数とする。

(3) 第1位順位の決定方法

ア 出席委員の評価点数の合計点が一定点数(60点×出席委員数)以上かつ出席 委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を第1順位(事業予定者)とする。

- イ 第1順位の合計点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第1順位を決定する。
- ウ 提案者が1者のみである場合は、出席委員の評価点数の合計点が一定点数(6 0点×出席委員数)以上に限り、当該提案者を事業予定者とする。

10. 日程

募集開始 令和7年8月25日(月)

質問受付締切 令和7年9月1日(月)17時まで

質問回答 令和7年9月4日(木)(予定)

参加意思表明期限(募集締切) 令和7年9月11日(木)

参加資格審査 令和7年9月12日(金)(予定)

企画提案書等受付締切 令和7年9月22日(月)17時まで

第1次審査 令和7年9月29日(月)(予定)

結果通知 選定審査後、速やかに通知する

契約締結 令和7年10月中旬(予定)

※事業予定者と協議のうえ締結する

業務開始 令和7年10月中旬(予定)

※契約締結後、速やかに業務開始する

11. 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 提案者がヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(6) 価格提案書の金額が、「1. (4) 予定額」を超過したもの

12. 契約

事業予定者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

13. その他留意事項

- (1)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3)提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加申込書及び企画審査書の審査を実施するため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6)評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、「9.審査基準」(3)のとおり、審査委員会が審議して決定する。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象と する。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は 不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれが ある情報については決定後の開示とする。

(8) プロポーザル参加申込書等、押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。

14. 担当部署

真庭市産業観光部地域エネルギー政策課

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

T E L: 0867-42-5055

メール: chiiki_energy@city.maniwa.lg.jp